

特定費用準備資金（助成事業安定化資金）について

1 特定費用準備資金の取り崩しについて

現経営戦略プラン期間（令和4年度～令和6年度）における特定費用準備資金（助成事業安定化資金）積立計画が満了することから、積立済の6,800千円を取り崩し、青森県内の地域における学術・文化の振興に係る事業に対する助成事業（公益目的事業）の事業費に充当した。

これにより、令和6年度における公益目的事業の収支が+3,359千円となり、収支相償が未達成となる見込み。

（参考）令和6年度の収支状況（見込）

（単位：千円）

区分	金額	内容
経常収益	25,239	資産運用収入
経常費用	30,882	助成金・事務費・人件費
経常収支（経常収益－経常費用）	△5,643	全事業合計の収支
収支相償	△3,441	公益目的事業の収支
特定費用準備資金取崩し	+6,800	

収支相償	+3,359	判定：未達成	…①
------	--------	--------	----

2 特定費用準備資金の積立計画及び令和6年度の積立について

令和6年度の収支相償の達成及び次期経営戦略プラン（令和7年度～令和9年度）期間における事業の安定的な実施に向け、新たな積立計画を策定し、令和6年度は3,500千円を積立する。

○積立計画

（1）資金の名称

助成事業安定化資金

（2）将来の特定の活動の名称

青森県内の地域における学術・文化の振興に係る事業に対する助成事業（公益目的事業）

(3) 当該活動の内容

定款第4条第1項第2号の規定に基づき実施する助成事業

(4) 計画期間

令和6年度から令和9年度まで（積立年度及び経営戦略プラン期間）

(5) 活動の実施予定時期

令和7年度から令和9年度まで（経営戦略プラン期間）

(6) 令和6年度積立額

3,500千円 …②

(7) 積立限度額

4,016千円

(8) 積立限度額の算定根拠

経営戦略プラン（令和7年度～令和9年度）期間において、「青森県内の地域における学術・文化の振興に係る事業に対する助成事業」等を安定的に実施するために見込まれる経常収支の額（不足額）を積立限度額とする。

○積立後の令和6年度収支相償の判定

収支相償	△141千円	判定：達成	…①－②
------	--------	-------	------

[参考] 次期経営戦略プラン計画期間中の収支見込 (単位：千円)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度
経常収益	25,609	25,609	25,609
経常費用	31,759	25,609	25,609
うち支払助成金	25,390	18,500	18,500
(うち公益目的事業)	19,503	15,000	15,000
(うち収益目的事業)	5,887	3,500	3,500
経常収支（経常収益－経常費用）	△6,150	0	0
公益目的事業における収支	△4,016	0	0
積立金取崩額	3,500	0	0
計画期間中の収支均衡	△516		

※令和7年度～令和9年度の中長期的収支均衡は達成

【関係法令等】

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(平成十八年法律第四十九号)

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

(平成十九年内閣府令第六十八号)

(特定費用準備資金)

第十八条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額（当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。）のうちいずれか少ない額

二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額